

別表（第11条関係）

相模原市立児童クラブ入会審査基準点数表

内 容（加 点 項 目）		点数		
1.学年	第1学年	600		
	第2学年	500		
	第3学年	400		
	第4学年	300		
	第5学年	200		
	第6学年	100		
2.障害のある児童	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する場合	重度の場合（1・2級（療育手帳においてはA1・A2）相当）	100	
		中度の場合（3・4級（療育手帳においてはB1・B2）相当）	85	
	上記に該当しないが、医師から障害の診断があった場合又は特別支援学級の在籍証明書の提出があった場合		70	
3.区分	ひとり親家庭		60	
4.就労	勤務日数及び勤務時間	週5日以上勤務 （月20日以上）	1日の勤務時間が8時間以上	65
			1日の勤務時間が6時間以上8時間未満	60
			1日の勤務時間が6時間未満	55
		週4日勤務 （月16日～19日）	1日の勤務時間が8時間以上	55
			1日の勤務時間が6時間以上8時間未満	50
			1日の勤務時間が6時間未満	45
		週3日勤務 （月12日～15日）	1日の勤務時間が8時間以上	45
			1日の勤務時間が6時間以上8時間未満	40
			1日の勤務時間が6時間未満	35
		週2日勤務 （月8日～11日）	1日の勤務時間が8時間以上	35
			1日の勤務時間が6時間以上8時間未満	30
			1日の勤務時間が6時間未満	25
	基本開設時間内の就労状況	基本開設時間のうち、1日の勤務時間が3時間以上		20
基本開設時間のうち、1日の勤務時間が2時間以上3時間未満		15		
基本開設時間のうち、1日の勤務時間が1時間以上2時間未満		10		
基本開設時間のうち、1日の勤務時間が1分以上1時間未満		5		
5.妊娠又は出産前後		60		
6.疾病等	疾病 負傷 障害	入院期間が2週間以上にわたる場合		85
		精神性疾患 障 害	重度の場合（1・2級）	75
			中度の場合（3・4級）	65
			診断書の提出があった場合	65
	負 傷	診断書の提出があった場合		55
	同居親族の介護	居宅内で常時介護をしている場合		4.就労に準じる
		1月以上にわたる傷病のため通院に付添う場合		4.就労に準じる
別居親族の介護	別居親族を常時介護している場合		4.就労に準じる	
7.災害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合		80	
8.就学・技能訓練	就業を目的として学校、職業訓練校等に就学し、常時通学している場合		4.就労に準じる	
9.障害児者の通学等の付添いをしている場合	障害児者の通学等で常時付添いをしている場合		4.就労に準じる	
10.求職	就職活動のため、日中外出を常態としている場合		10	
11.その他	前各号の他、明らかに児童の健全育成を行うことが出来ないと認められる場合		10～80	
※基本開設時間とは、平日の15時から18時の時間帯を指す。				

内 容 (減 点 項 目)		点数	
求職減点	第1学年	-600	
	第2学年	-500	
	第3学年	-400	
	第4学年	-300	
	第5学年	-200	
	第6学年	-100	
週3日未満就労及び就学等減点 (月12日未満就労及び就学等減点)	第1学年	-600	
	第2学年	-500	
	第3学年	-400	
	第4学年	-300	
	第5学年	-200	
	第6学年	-100	
開設時間外減点 ※週3日未満就労及び就学等減点 と重複の場合は減点対象外	第1学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-600
	第2学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-500
	第3学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-400
	第4学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-300
	第5学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-200
	第6学年	前日午後7時後から午後2時前までの間でのみ勤務 (ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)	-100
勤務時間減点	1日4時間未満勤務	-20	

備 考
①審査にあたっては4週を一月とし、日曜日は含めないものとする。
②審査点の算出は平日の就労状況により行い、土曜日の勤務は就労日数として数えるのみとする。
③日によって就労形態や就労場所、勤務時間が変わる勤務者については、各週ごとの「4.就労」の点数と減点項目の点数を算出し、それぞれを平均した上で合算した点数とする。(小数点第1位を四捨五入する。)
④「1.学年」の第4学年から第6学年の点数は、モデル実施児童クラブの入会審査に限り適用する。
⑤「1.学年」において障害等により特別に支援が必要な第4学年から第6学年の児童は第3学年の点数とする。
⑥「4.就労」により算出された点数について、保護者が複数の場合は、点数の低い保護者の点数を採用する。
⑦ひとり親家庭については、内容(減点項目)の対象外とする。
⑧減点項目内「開設時間外減点」の土曜日の取り扱いについては、全学年とも「前日午後7時後から午前8時前までの間でのみ勤務(ただし、その間に勤務時間が8時間以上ある場合は除く。)」とする。